

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための 内閣法等の一部を改正する法律案の概要

平成 22 年 2 月
内閣官房内閣総務官室

1. 内閣法の一部改正

- (1) 内閣官房に国家戦略局を設置
 - 内閣官房副長官を 1 人増員し、国家戦略局長に充てる。
 - 国家戦略局長の下に、国家戦略官 1 人を置く。
- (2) 内閣総理大臣補佐官を増員（5 人以内→10 人以内）
- (3) 内閣官房に内閣政務参事、内閣政務調査官を設置（非国会議員）

2. 内閣府設置法の一部改正

- (1) 内閣府に行政刷新会議を設置
 - 会議は、議長（総理）及び議員（官房長官、行政刷新担当大臣、関係大臣及び有識者）をもって組織。
 - 必要に応じ専門委員会を置き、国会議員も委員とすることができる。
- (2) 内閣府に税制調査会を設置
- (3) 国家公安委員会に、委員長たる大臣を補佐する大臣政務官（1 人）を設置
- (4) 内閣府に政務調査官を設置（非国会議員）
- (5) 内閣府の経済財政諮問会議を廃止

3. 国家行政組織法の一部改正

各省に政務調査官を設置（非国会議員）

4. その他

- 1. (1) の国家戦略官の新設に伴う国会法の改正（国会議員の公務員との兼職禁止解除等）その他の関係法令の改正。
- 平成 22 年 4 月 1 日の施行を予定（予算関連）。